

～千葉市役所から、ブロック塀等を所有されている皆様へ～

まずは点検 あなたの塀は安全ですか?

(千葉市危険ブロック塀等改善補助事業)



ブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置にかかる
費用の一部を**最大33万円**まで補助します!

2018年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、コンクリートブロック塀が倒壊したことにより、尊い命が失われました。

ブロック塀等の所有者や管理者の方は、安全点検や改善を行い、災害時に歩行者等へ危害を及ぼしたり、避難を妨げたりしないよう、適切な維持管理を心がけましょう。

千葉市では、新たに個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置にかかる費用の一部を補助する制度を設けましたので、本制度をご活用いただき、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指しましょう。

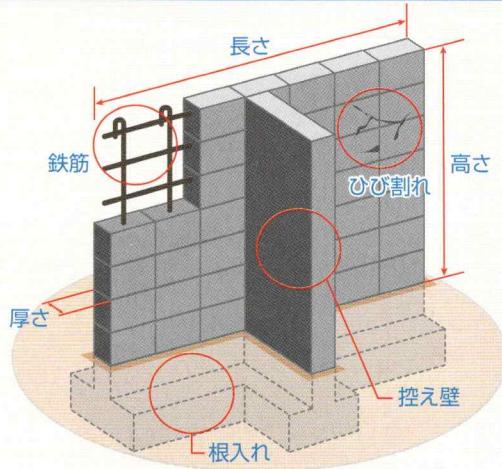
問い合わせ・申請窓口 (開庁時間/8:30~17:30 土・日・祝日・休日及び12/29~1/3を除く)

千葉市総務局防災対策課
(千葉市中央区千葉港1番1号 市役所本庁舎3階)
電話 043-245-5113 FAX 043-245-5552

市ホームページ
千葉市危険ブロック塀等改善補助事業
詳しくは
[千葉市 危険ブロック塀](#)



まずはご自身で点検しましょう



組積造(レンガ造、石造[大谷石等])の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀等について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からなことがありますれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)

3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)

- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

6. 塀に鉄筋は入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

補助の対象となるブロック塀等

本市の区域内にあり、次のすべてに該当するもの

- (1) 個人等が所有するもの
- (2) 通学路等に面し、高さ1.2mを超えるもの
- (3) 倒壊の危険性が高く、早急に撤去する必要があるブロック塀等(危険ブロック塀等)と本市職員の調査により判定されたもの

*なお、建築基準法に明らかに違反しているものについては、補助の対象にはなりません。

*ブロック塀等とは

コンクリートブロック塀、組積造(レンガ造、石造[大谷石等])の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱並びに基礎をいいます。

*個人等とは

個人、町内自治会、マンション管理組合をいいます。

補助の対象となる工事

- (1) 危険ブロック塀等の全てを撤去又は高さ40cm以下に減じる工事
- (2) 危険ブロック塀等を撤去した後に、その代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事

*軽量フェンス等とは

アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生垣、竹垣などをいいます。なお、軽量フェンス等の設置のみを行う場合は、補助の対象にはなりません。

補助対象地区と補助金の交付額

市内小中学校の敷地から概ね1,500m以内の地域を対象地区、そのうち概ね500m以内の地域は重点地区とし、それぞれの地区に応じた補助を行います。

地区区分	一般地区			重点地区		
	市内小中学校の敷地から概ね1,500m以内の地域			市内小中学校の敷地から概ね500m以内の地域		
補助率等	補助率	補助基準額	補助限度額	補助率	補助基準額	補助限度額
ブロック塀等撤去	1/2	8,000円/m	120,000円	3/4	12,000円/m	180,000円
軽量フェンス等設置	1/2	11,000円/m	150,000円	1/2	11,000円/m	150,000円

補助額の算定方法

次の①~③のうち、最も低い額(千円未満切捨て)とします。

- ①対象工事費×補助率
- ②補助基準額×長さ(m)
- ③補助限度額

例:重点地区において長さ10mのブロック塀を150,000円の工事費で撤去する場合

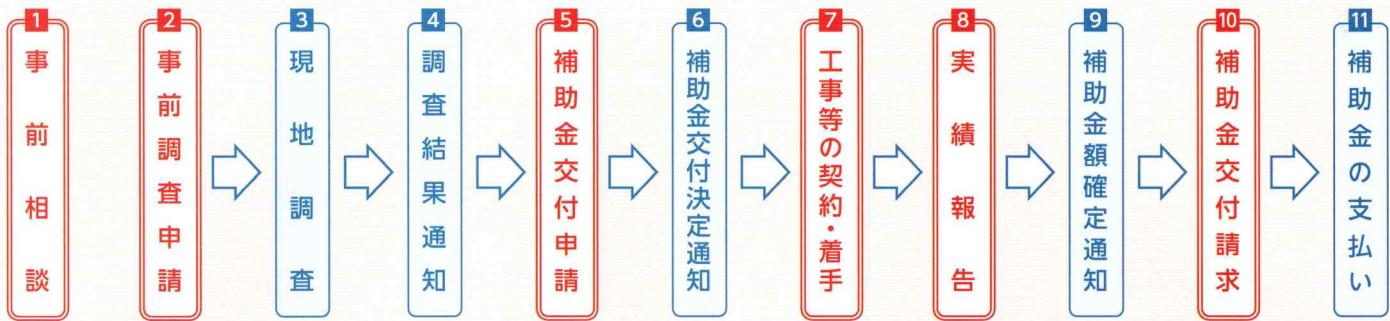
$$\text{①} \text{対象工事費} 150,000 \text{円} \times \text{補助率} 3/4 = 112,500 \text{円}$$

$$\text{②} \text{補助基準額} 12,000 \text{円}/\text{m} \times \text{長さ} 10\text{m} = 120,000 \text{円}$$

$$\text{③} \text{補助限度額} 180,000 \text{円}$$

補助額は、最も低い①の千円未満を切捨てた「112,000円」となります。

申請手続きの流れ



*赤枠は申請者の手続き 青枠は市の手続き

- ①事前相談は随時受け付けておりますので、防災対策課へお電話等でお気軽にご相談ください。
- ②事前調査申請書に必要書類を添付し、提出してください。
- ③市職員が現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するかどうかを確認します。
- ④市職員の現地調査後、調査結果通知書を送付します。
- ⑤危険ブロック塀等と判定された場合は、工事契約前・着手前に、補助金交付申請書に必要書類を添付し、提出してください。
- ⑥補助要件等の審査を行い、補助金交付決定通知書を送付します。

- ⑦補助金交付決定通知書がお手元に届きましたら、工事等の契約・着手を行ってください。
- ⑧工事等が完了したら、実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。
- ⑨実績報告書の確認を行い、補助金額確定通知書を送付します。
- ⑩補助金額確定通知書がお手元に届きましたら、補助金交付請求書を提出してください。
- ⑪申請者本人名義の銀行口座に、補助金を支払います。

申請時の注意点

- ・補助金交付決定通知前に工事契約・着手した場合は、補助金を受けることができません。(工事契約後・着手後の申請はお受けできません。)
- ・申請後の審査には期間を要します。2月末日までに実績報告ができるよう余裕を持った計画を立ててください。
- ・添付すべき書類をよくご確認のうえ、申請書を提出してください。
- ・補助率等が異なりますので、ブロック塀等の撤去と軽量フェンス等の設置については、別々の見積書を提出してください。
- ・当該補助金の交付は、同一の敷地につき原則1回までとなりますが、ブロック塀等の撤去申請と軽量フェンス等の設置申請を別々に行なうことは可能です。この場合には、ブロック塀等の撤去費の交付決定を受けた年度又は翌年度までに軽量フェンス等を設置し、実績報告を行ってください。
- ・予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- ・補助金交付には市税を滞納していないか等の審査があります。

（事前調査申請を行う際には、下記書類の提出が必要となります。）

- 事前調査申請書
- ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- ブロック塀等の付近案内図（ブロック塀等の位置も記入）

※申請書は市ホームページから印刷することができます。

市ホームページ
千葉市危険ブロック塀等改善補助事業



千葉市 危険ブロック塀

検索

分からることは専門家に相談しましょう

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
一般社団法人 千葉県建築士会

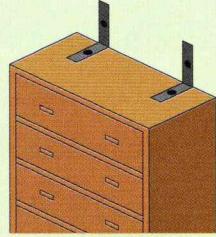
※現地調査等には費用がかかる場合があります。

電話 043-224-1640

電話 043-202-2100



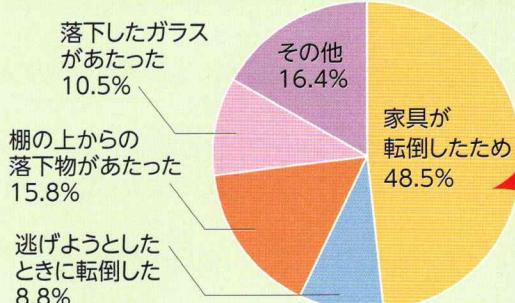
首都直下地震に備えた、家具類の転倒防止対策はお済みですか? ～自分の命は自分で守ろう!!～



■ 家具類を固定する必要性

地震による負傷の多くは、家具類の転倒によるものです。「大地震では、家具類は必ず倒れるもの」と考えて、家具類の固定を行いましょう。

阪神淡路大震災における負傷原因の構成割合



(平成7年2月神戸市消防局調査)

約5割の方が
家具の転倒に
による負傷!!



こちらから転倒防止対策に関する動画を見ることができます。

今すぐできる!家庭防災 一家具等の転倒防止対策—

(総務省消防庁HPより)



■ 家具類の固定以外にもできる対策

〈家具類の配置を見直そう〉

- 寝室や幼児・高齢者がいる部屋には、できるだけ家具類を置かない。
- 避難の妨げとなる場所(出入口付近、廊下、階段など)に家具類を置かない。
- 地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具類を置かない。
- 家具類は、倒れた場合の向きを考えて配置する。



〈落下を防ごう〉

- 家具類の上にガラス製品やテレビなど落下すると危険なものを置かない。

【高齢者・重度障害者の方へ】

家具転倒防止金具取付費用の一部を助成します

65歳以上の方のみの世帯や身体障害者手帳1・2級をお持ちの方のみの世帯などで、自ら転倒防止金具を取り付けられない場合に取付費用の一部を助成します。

【問い合わせ・申請窓口】各区保健福祉センター高齢障害支援課 (開庁時間/8:30~17:30 土・日、祝日、休日及び12/29~1/3を除く)

中 央：電話 043-221-2150／FAX 043-221-2602

花見川：電話 043-275-6425／FAX 043-275-6317

稻 毛：電話 043-284-6141／FAX 043-284-6193

若 葉：電話 043-233-8558／FAX 043-233-8251

緑：電話 043-292-8138／FAX 043-292-8276

美 浜：電話 043-270-3505／FAX 043-270-3281

市ホームページ

千葉市家具転倒防止対策事業



詳しくは

千葉市 家具転倒防止

検索